

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第一条関係）	1
○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）（抄）（第二条関係）	1
○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第三条関係）	1
○ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）（第四条関係）	1
○ 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）（抄）（第五条関係）	1
○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）（第六条関係）	1
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）（抄）（第七条関係）	1
○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第二百五十二号）（抄）（第八条関係）	1
○ 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第二百十一号）（抄）（第九条関係）	1
○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（附則第五条関係）	1
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第六条関係）	1
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第七条関係）	1
○ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（抄）（附則第八条関係）	1
○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第九条関係）	1
○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）（抄）（附則第十条関係）	1

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	現 行
		<p>第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>②～⑫ （略）</p> <p>⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>⑭～⑯ （略）</p>	<p>第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>②～⑫ （略）</p> <p>⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>⑭～⑯ （略）</p>

			(削る)
	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	(略)	(略)
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十号）	第八条、第十条及び第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務（国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）	(略)	(略)

			建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）
	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	(略)	第十条の三及び第十五条の七の規定により都道府県が処理することとされている事務
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十号）	第八条、第十条、第十四条及び第七十八条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第八条、第十条及び第十四条の規定により処理することとされているものについては、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）	(略)	(略)
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十号）	第二十三条第一項（国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）、第二十六条第二項及び第三項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の	(略)	(略)

公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。
の規定により都道府県が処理することとさ
れている事務

(略)	積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）	(略)	
(略)	第十二条、第十三条及び第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務（国土交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）	(略)	

(略)	積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）	(略)	
(略)	第十二条、第十三条、第十六条及び第五十四条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十二条、第十三条及び第十六条の規定により処理することとされているものについては、国土交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者に係る積立式宅地建物販売業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）	(略)	

改 正 後	現 行
（郵便局における事務の取扱い）	（郵便局における事務の取扱い）
第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。	第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。
一〇四 （略）	一〇四 （略）
五 住民基本台帳法第二十四条の規定に基づく同条の届出の受付及び当該届出に係る同法第二十二条第二項に規定する文書の引渡し	五 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項の規定に基づく同項の署名用電子証明書（以下この号において「署名用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項の署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第九条第一項の規定に基づく署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第三条第三項の署名利用者確認のための書類の受付
六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定に基づく同項の利用者証明用電子証明書（以下この号において「利用者証明用電子証明書」という。）の発	六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定に基づく同項の利用者証明用電子証明書（以下この号において「利用者証明用電子証明書」という。）の発

行の申請の受付、同条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第二十八条第一項の規定に基づく利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条

第二項において準用する同法第二十二条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付

八 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次号において同じ。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

九 市町村長が登録した印鑑に係る登録の廃止の申請の受付

行の申請の受付、同条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第二十八条第一項の規定に基づく利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第二十二条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付

七 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

（新設）

	改 正 後	現 行
第七十八条の四　（略）	第七十八条の四　（略）	
2　（略）	2　（略）	
3　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。	3　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。	
一・二　（略）	一・二　（略）	
三　認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員	三　小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員	
四・五　（略）	四・五　（略）	
4～8　（略）	4～8　（略）	
第一百十五条の十四　（略）	第一百十五条の十四　（略）	
2　（略）	2　（略）	
3　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基	3　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基	

準を参酌するものとする。

一・二 (略)

三 介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

準を参酌するものとする。

一・二 (略)

三 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四・五 (略)
4~8 (略)

四・五 (略)
4~8 (略)

		改 正 後	現 行
		（定義）	（定義）
第一条	（略）	第一条	（略）
3	この法律で「漁業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。	3	この法律で「漁業近代化資金」とは、漁業近代化資金融通法（昭和十四年法律第五十 四年法律第五十一号）第二条第三項の漁業近代化資金をいい、「漁業 近代化資金等」とは、漁業近代化資金及び漁業近代化資金以外の資金で あつて中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち漁業又は水産加 工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するものをいう。
2	（略）	2	（略）
3	一 漁業近代化資金（漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十 二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金をいう。以下同じ。） 二 沿岸漁業改善資金（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第 二十五号）第二条第二項に規定する経営等改善資金、同条第三項に規 定する生活改善資金及び同条第四項に規定する青年漁業者等養成確保 資金をいう。以下同じ。） 三 漁業近代化資金及び沿岸漁業改善資金以外の資金であつて、中小漁 業者等の事業又は生活に必要なもののうち、漁業又は水産加工業の經 営の改善に資するものとして主務大臣が指定するもの	3	一 漁業近代化資金（漁業近代化資金融通法（昭和四 十四年法律第五十一号）第二条第三項の漁業近代化資金をいい、「漁業 近代化資金等」とは、漁業近代化資金及び漁業近代化資金以外の資金で あつて中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち漁業又は水産加 工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するものをいう。 二 沿岸漁業改善資金（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五 十四年法律第五十二号）第二条第三項の漁業近代化資金をいい、「漁業 近代化資金等」とは、漁業近代化資金及び漁業近代化資金以外の資金で あつて中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち漁業又は水産加 工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するものをいう。 三 漁業近代化資金及び沿岸漁業改善資金以外の資金であつて、中小漁 業者等の事業又は生活に必要なもののうち、漁業又は水産加工業の經 営の改善に資するものとして主務大臣が指定するもの
2	（業務）	2	（業務）
3	第四条 協会は、次の業務を行う。	第四条 協会は、次の業務を行う。	第四条 協会は、次の業務を行う。
2	一 会員たる中小漁業者等（その者が漁業協同組合又は水産加工業協同 組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。 ）が次に掲げる資金の借入れ（ハに掲げる資金に充てるために手形の	一 会員たる中小漁業者等（その者が漁業協同組合又は水産加工業協同 組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。 ）が次に掲げる資金の借入れ（ロに掲げる資金に充てるために手形の	一 会員たる中小漁業者等（その者が漁業協同組合又は水産加工業協同 組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。 ）が次に掲げる資金の借入れ（ロに掲げる資金に充てるために手形の

割引を受けることを含む。）をすることにより金融機関に対し負担する債務の保証

イ （略）

ロ 沿岸漁業改善資金

ハ イ及びロに掲げるもののほか、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金

（略）

二～四 （略）

2 （略）

（経理の区分）

第四十四条の二 協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。

一 （略）

二 沿岸漁業改善資金に係る債務の保証の業務

三 第四条第一項第一号ハに掲げる資金に係る債務の保証及び同項第二号に掲げる債務の保証の業務

四 （略）

（漁業経営改善資金に関する特例）

第七十六条の二 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金及び災害資金に係る保険関係を除く。）であつて、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第四条第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金（以下「

割引を受けることを含む。）をすることにより金融機関に対し負担する債務の保証

イ （略）

（新設）

ロ イに掲げるもののほか、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資

金

二～四 （略）

2 （略）

（経理の区分）

第四十四条の二 協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。

一 （略）

（新設）

二 第四条第一項第一号ロに掲げる資金に係る債務の保証及び同項第二号に掲げる債務の保証の業務

三 （略）

（改善資金に関する特例）

第七十六条の二 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金及び災害資金に係る保険関係を除く。）であつて、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第四条第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金（以下「

「漁業経営改善資金」）に係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第六項の一定の率は、同条第七項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会等については百分の八十とし、その他の協会等については百分の六十とする。

（緊急融資資金に関する特例）

第七十七条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金、災害資金及び漁業経営改善資金に係る保険関係を除く。）であつて、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第六項の一定の率は、同条第七項の規定にかかわらず、百分の八十とする。

「改善資金」）に係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第六項の一定の率は、同条第七項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会等については百分の八十とし、その他の協会等については百分の六十とする。

（緊急融資資金に関する特例）

第七十七条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金、災害資金及び改善資金に係る保険関係を除く。）であつて、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第六項の一定の率は、同条第七項の規定にかかわらず、百分の八十とする。

	改 正 後	現 行
（目的）	（目的）	（目的）
第一条 この法律は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（これらの資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。	第一条 この法律は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。	第一条 この法律は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該
（定義）	（定義）	（定義）
第二条 （略）	第二条 （略）	第二条 （略）
2 この法律において「経営等改善資金」とは、経営等改善措置（沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該	2 この法律において「経営等改善資金」とは、沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該	2 この法律において「経営等改善資金」とは、沿岸漁業の経営又は操業

漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。」又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止の防止のための施設の導入を行うことをいう。以下同じ。」を実施するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「生活改善資金」とは、生活改善措置（沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入を行うことをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「青年漁業者等養成確保資金」とは、青年漁業者等養成確保措置（青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の經營に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得することその他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

（政府の助成）

第三条（略）

2 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定めるところにより沿岸漁業従事者等に対する經營等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けの業務を行う次に掲げる者（以下「融資機関」という。）に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において

漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。以下同じ。）又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「生活改善資金」とは、沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「青年漁業者等養成確保資金」とは、青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の經營に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

（政府の助成）

第三条（略）

（新設）

、当該都道府県の行う事業に必要な資金の一部に充てるため、補助金を交付することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

一 農林中央金庫

二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合

三 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

四 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

3 第一項ただし書（前項において準用する場合を含む。）の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。

（貸付資格の認定）

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置の内容及び実施時期

二 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置を実施するのに必要な資金の種類及び額並びにその調達方法

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。

（貸付けの申請）

第七条 第三条第一項の貸付けは、同項に規定する者からの申請によつて行うものとする。

（新設）

(貸付けを行う場合)

第八条 都道府県知事は、経営等改善資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。第三項において同じ。）が申請に係る経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域においては当該経営等改善措置を実施することによりその経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域に限り、同条第一項の認定をするものとする。

2 都道府県知事は、生活改善資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する者）が申請に係る生活改善資金をもつて生活改善措置を実施することによりその生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活改善措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、同項の認定をするものとする。

3 都道府県知事は、青年漁業者等養成確保資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者又はその申請者の漁業經營に係る漁業労働に従事する者が申請に係る青年漁業者等養成確保資金をもつて青年漁業者等養成確保措置を実施することにより近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成確保される見込みがある場合に限り、同項の認定をするものとする。

第八条 経営等改善資金の貸付けは、その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）が申請に係る経営等改善資金をもつて近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行うことによりその経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域においては当該近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は当該施設の導入が必要であると認められる場合に限り、行うものとする。

2 生活改善資金の貸付けは、その申請者が申請に係る生活改善資金をもつて合理的な生活方式を導入することによりその生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活方式を導入することが必要であると認められる場合に限り、行うものとする。

3 青年漁業者等養成確保資金の貸付けは、その申請者又はその申請者の漁業經營に係る漁業労働に従事する者が申請に係る青年漁業者等養成確保資金をもつて近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することにより近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成確保される見込みがある場合に限り、行うものとする。

(融資機関が行う貸付け)

第十二条 都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金は、無利子とし、その償還方法その他必要な貸付けの条件の基準は、政令で定める。

2 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第二項の経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けについて、前三条の規定は融資機関について準用する。

(特別会計)

第十三条 都道府県が、第三条第一項及び第二項に規定する事業を行う場合には、当該事業の經理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計（以下「特別会計」という。）においては、一般会計からの繰入金、第三条第一項及び第二項の規定による国からの補助金、貸付金及び都道府県が行う同項の貸付けに係る資金（以下「貸付金等」という。）の償還金（第十一条の規定による違約金を含む。）並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金等、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(事務の委託)

第十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一項及び第二項に規定する事業に係る事務の一部（貸付けの決定を除く。）を水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ

(新設)

(特別会計)

第十二条 都道府県が、第三条第一項に規定する事業を行う場合には、当該事業の經理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計（以下「特別会計」という。）においては、一般会計からの繰入金、第三条第一項の規定による国からの補助金、貸付金の償還金（前条の規定による違約金を含む。）及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(事務の委託)

第十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一項に規定する事業に係る事務の一部（貸付けの決定を除く。）を水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三

行う漁業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができ
る。

2 (略)

(補助金の額)

第十五条 政府が第三条第一項及び第二項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金等の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(補助金の額)

第十四条 政府が第三条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)

第十六条 都道府県は、第三条第一項及び第二項に規定する事業の全部を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金等の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金等の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(納付金)

第十五条 都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他政令で定める
法人に委託することができる。

2 (略)

(補助金の額)

第十五条 政府が第三条第一項及び第二項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金等の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(補助金の額)

第十四条 政府が第三条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)

第十六条 都道府県は、第三条第一項及び第二項に規定する事業の全部を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金等の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金等の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(納付金)

第十五条 都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

改 正 後	現 行
目次	目次
第一章～第八章 （略）	第一章～第八章 （略）
第九章 雜則（第三十四条～第三十六条）	第九章 雜則（第三十四条～第三十七条）
第十章 罰則（第三十七条～第四十三条）	第十章 罰則（第三十八条～第四十四条）
附則	附則
（構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等）	（構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等）
第十条の三 （略）	第十条の二の二 （略）
2～6 （略）	2～6 （略）
（削る）	（都道府県知事の経由）
第十条の三 一級建築士の免許及びその取消し並びに登録の訂正及び抹消、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付並びに一級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付、再交付及び返納に関する国土交通大臣への書類の提出並びに第五条の二第一項及び第二項並びに第八条の二の規定による国土交通大臣への届出は、住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。	2 一級建築士の免許申請書の返却並びに一級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付及び再交付に

（中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等）

第十条の十九 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における第五条第二項から第四項まで及び第六項、第五条の二第一項、第六条並びに第十条の三の規定の適用については、これらの規定（第五条第二項、第五条の二第一項並びに第十条の三第一項各号及び第二項第二号を除く。）中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、「国土交通大臣」とあり、及び「国土交通省」とあるのは「中央指定登録機関」と、「国に」とあるのは「中央指定登録機関に」と、第五条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関（第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、「一級建築士又は」とあるのは「前項の規定により一級建築士名簿に登録をし、又は」と、同項及び第五条の二第一項中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」とする。

（略）

3 第一項の規定により読み替えて適用する第五条第六項及び第十条の三第六項の規定並びに前項の規定により中央指定登録機関に納められた手数料は、中央指定登録機関の収入とする。

（中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等）

第十条の十九 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における第五条第二項から第四項まで及び第六項、第五条の二第一項、第六条並びに第十条の二の二の規定の適用については、これらの規定（第五条第二項、第五条の二第一項並びに第十条の二第一項各号及び第二項第一号を除く。）中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、「国土交通大臣」とあり、及び「国土交通省」とあるのは「中央指定登録機関」と、「国に」とあるのは「中央指定登録機関に」と、第五条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関（第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、「一級建築士又は」とあるのは「前項の規定により一級建築士名簿に登録をし、又は」と、同項及び第五条の二第一項中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」とする。

（略）

3 第一項の規定により読み替えて適用する第五条第六項及び第十条の二第六項の規定並びに前項の規定により中央指定登録機関に納められた手数料は、中央指定登録機関の収入とする。

（構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登

（構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登

(録)

第十条の二十二 第十条の三第一項第一号の登録（第十一條を除き、以下この章において単に「登録」という。）は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務（以下の章において「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（国土交通省令及び都道府県の規則への委任）

第十一条 この章に規定するもののほか、一級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、一級建築士免許証及び一級建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他一級建築士の免許に関する必要な事項並びに第十条の三第一項第一号の登録、同号及び同条第二項第一号の講習、登録講習機関その他構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 (略)

(削る)

（受験手数料）

(録)

第十条の二十二 第十条の二の二第一項第一号の登録（第十一條を除き、以下この章において単に「登録」という。）は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務（以下の章において「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（国土交通省令及び都道府県の規則への委任）

第十一条 この章に規定するもののほか、一級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、一級建築士免許証及び一級建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他一級建築士の免許に関する必要な事項並びに第十条の二の二第一項第一号の登録、同号及び同条第二項第一号の講習、登録講習機関その他構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 (略)

(受験の申込み)

第十条の七 一級建築士試験（中央指定試験機関が行うものを除く。）の受験の申込みは、国土交通省令で定めるところにより、住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

（受験手数料）

第十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料を徴収する場合においては、前条の規定により都道府県指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定試験機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(削る)

(経過措置)

第三十六条 (略)

第十章 罰則

第三十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けないで、それぞれその業務を行う目的で一級建築士、二級建築士又は木造建築士の

第十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第三十六条 第十条の三及び第十五条の七の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第三十七条 (略)

第十章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けないで、それぞれその業務を行う目的で一級建築士、二級建築士又は木造建築士の

名称を用いたとき。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けたとき。

三 第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）

、第三条の二第一項（同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定又は第三条の二第三項（第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

四 第十条第一項の規定による業務停止命令に違反したとき。

四 第十条第一項の規定による業務停止命令に違反した者

五 第十条の三十六第二項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第十条の二十二に規定する講習事務、第二十二条の三第二項において読み替えて準用する第十条の二十三第五号に規定する講習事務及び第二十六条の五第二項において読み替えて準用する第十条の二十三第五号に規定する講習事務をいう。第四十条第八号において同じ。）の停止の命令に違反したとき。

五 第十条の三十六第二項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第十条の二十二に規定する講習事務、第二十二条の三第二項において読み替えて準用する第十条の二十三第五号に規定する講習事務及び第二十六条の五第二項において読み替えて準用する第十条の二十三第五号に規定する講習事務をいう。第四十一条第八号において同じ。）の停止の命令に違反した者

六 第二十条第二項の規定に違反して、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合でないのに、同項の証明書を交付したとき。

六 第二十条第二項の規定に違反して、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合でないのに、同項の証明書を交付した者

七 第二十二条の二の規定に違反したとき。

七 第二十二条の二の規定に違反した者

八 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けたとき。

八 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けた者

名称を用いた者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けた者

三 第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）

、第三条の二第一項（同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定又は第三条の二第三項（第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をした者

九 第二十三条の十第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十 第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十一 第二十四条の二の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反したとき。

當ませたとき。

十二 第二十六条第二項の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反したとき。

當ませたとき。

十三 第三十二条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をしたとき。

第三十八条 (略)

第三十九条 第十条の十六第二項（第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、中央指定試験機関、都道府県指定試験機関又は指定事務所登録機関の役員又は職員（第四十一条において「中央指定登録機関等の役員等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

九 第二十三条の十第一項又は第二項の規定に違反した者

十 第二十四条第一項の規定に違反した者

十一 第二十四条の二の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反した者

當ませた者

十二 第二十六条第二項の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反した者

當ませた者

十三 第三十二条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

第三十九条 (略)

第四十条 第十条の十六第二項（第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、中央指定試験機関、都道府県指定試験機関又は指定事務所登録機関の役員又は職員（第四十一条において「中央指定登録機関等の役員等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の二第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十条の二第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第十条の二第一項又は第二項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。

四 第十条の三十一（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

五 第十条の三十四第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第十条の三十四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

七 第十条の三十四第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。

八 第十条の三十五第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで講習事務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第二十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十 第二十三条の六の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を

一 第十条の一第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十条の一第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第十条の一第一項又は第二項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

四 第十条の三十一（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五 第十条の三十四第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第十条の三十四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第十条の三十四第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

八 第十条の三十五第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで講習事務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

九 第二十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第二十三条の六の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を

提出せず、又は虚偽の記載をして設計等の業務に関する報告書を提出したとき。

十一 第二十四条の四第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十二 第二十四条の四第二項の規定に違反して、図書を保存しなかつたとき。

十三 第二十四条の五の規定に違反して、標識を掲げなかつたとき。

十四 第二十四条の六の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは設計等を委託しようとする者に閲覧させたとき。

十五 第二十四条の八第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付したとき。

十六 第二十六条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十七 第二十七条の四第二項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いたとき。

十八 第三十四条の規定に違反したとき（第三十七条第一号に該当する場合を除く。）。

提出せず、又は虚偽の記載をして設計等の業務に関する報告書を提出した者

十一 第二十四条の四第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十二 第二十四条の四第二項の規定に違反して、図書を保存しなかつた者

十三 第二十四条の五の規定に違反して、標識を掲げなかつた者

十四 第二十四条の六の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは設計等を委託しようとする者に閲覧させた者

十五 第二十四条の八第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者

十六 第二十六条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十七 第二十七条の四第二項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いた者

十八 第三十四条の規定に違反した者（第三十八条第一号に該当する者を除く。）。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、**第三十七条**（第十三号を除く。）又は**第四十条**の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条第四項（第十条の十九第一項及び第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八条の二（第三号を除く。）、**第十条の三第五項**（第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十三条の七（第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十四条の七第二項の規定に違反した者

二～四 （略）

別表第一（第十条の三、第十条の二十二、第十条の二十四関係）

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、**第三十八条**（第十三号を除く。）又は**第四十一条**の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条第四項（第十条の十九第一項及び第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八条の二（第三号を除く。）、**第十条の二の二第五項**（第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十三条の七（第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十四条の七第二項の規定に違反した者

二～四 （略）

別表第一（第十条の二、第十条の二十二、第十条の二十四関係）

（略）

（略）

改 正 後	現 行
（都道府県知事への書類の写しの送付等）	（申請書等の経由）
<p>第七十八条の三 国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類の写しを、遅滞なく、宅地建物取引業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に送付しなければならない。</p> <p>一 第三条第一項の免許をした場合 第四条第一項の免許申請書及び同条第二項各号に掲げる書類</p> <p>二 第九条の規定による届出を受理した場合 当該届出に係る書類</p> <p>2 國土交通大臣は、第十一条第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、同項各号のいずれかに該当することとなつた者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>第七十八条の三 第四条第一項、第九条及び第十二条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書その他の書類は、その主たる事務所（同項の規定の場合にあつては、同項各号の一に該当することとなつた者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。</p>
（事務の区分）	（事務の区分）
<p>第七十八条の四 第八条、第十条及び第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務（国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>第七十八条の四 第八条、第十条、第十四条及び前条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第八条、第十条及び第十四条の規定により処理することとされているものについては、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

改 正 後

現 行

目次

第一章～第四章 （略）

第五章 雜則（第四十七条～第五十四条）

第六章 罰則（第五十五条～第六十条）

附則

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十四条の十一 実務修習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十九条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間実務修習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 （略）

（登録の申請）

第二十三条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者

目次

第一章～第四章 （略）

第五章 雜則（第四十七条～第五十五条）

第六章 罰則（第五十六条～第六十一条）

附則

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十四条の十一 実務修習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間実務修習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 （略）

（登録の申請）

第二十三条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者

(以下この節において「登録申請者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、二以上の都道府県に事務所を設けて不動産鑑定業を営む者にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名（不動産鑑定士である登録申請者が自ら実地に不動産の鑑定評価を行なう事務所にあつては、その旨）

2 (略)

(登録の拒否)

第二十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一〇四 (略)

五 第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

六・七 (略)

(以下この節において「登録申請者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、二以上の都道府県に事務所を設けて不動産鑑定業を営む者にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通大臣に、その他の者にあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名（不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なう事務所にあつては、その旨）

2 (略)

(登録の拒否)

第二十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一〇四 (略)

五 第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

六・七 (略)

(登録換え)

第二十六条 不動産鑑定業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に登録換えの申請をしてその登録を受けなければならない。

一～三 (略)

(削る)

2 國土交通大臣又は都道府県知事は、前項の申請に基づき登録をしたときは、直ちに、その旨を従前の登録をした都道府県知事又は国土交通大臣に通知しなければならない。

3 (略)

(変更の登録)

第二十七条 (略)

2 (略)

(削る)

3 (略)

(廃業等の届出)

第二十九条 (略)

(削る)

(登録換え)

第二十六条 不動産鑑定業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に登録換えの申請をしてその登録を受けなければならない。

一～三 (略)

2 前項の規定による国土交通大臣への申請は、申請者の主たる事務所を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の申請に基づき登録をしたときは、直ちに、その旨を従前の登録をした都道府県知事又は国土交通大臣に通知しなければならない。

4 (略)

(変更の登録)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による申請書の国土交通大臣への提出は、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

4 (略)

(廃業等の届出)

第二十九条 (略)

2 前項の規定による国土交通大臣への届出は、届出に係る不動産鑑定業

者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

(登録の消除)

第三十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該不動産鑑定業者の登録を消除しなければならない。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 前条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

三・四 (略)

五 第二十六条第二項の規定による通知があつたとき。

六 (略)

(不動産鑑定業者登録簿等の供覧等)

第三十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、次に掲げる書類を公衆の閲覧に供さなければならない。

一・二 (略)

(削る)

(不動産鑑定業者登録簿等の供覧等)

第三十一条 国土交通大臣は次に掲げる書類を、都道府県知事は次に掲げる書類及び次項の規定により送付を受けた書類を公衆の閲覧に供さなければならない。

一・二 (略)

2 國土交通大臣は、その登録を受けた不動産鑑定業者に関する前項各号に掲げる書類の写しをその不動産鑑定業者の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に送付しなければならない。

2| 前項の規定による書類の供覧に関し必要な事項は、政令で定める。

3| 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による書類の供覧に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録の消除)

第三十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、当該不動産鑑定業者の登録を消除しなければならない。

一 前条第一項の規定による届出があつたとき。

二 前条第一項の規定による届出がなくて同項各号の一に該当する事実が判明したとき。

三・四 (略)

五 第二十六条第三項の規定による通知があつたとき。

六 (略)

(不動産鑑定業者登録簿等の供覧等)

第三十一条 国土交通大臣は次に掲げる書類を、都道府県知事は次に掲げる書類及び次項の規定により送付を受けた書類を公衆の閲覧に供さなければならない。

一・二 (略)

2 國土交通大臣は、その登録を受けた不動産鑑定業者に関する前項各号に掲げる書類の写しをその不動産鑑定業者の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に送付しなければならない。

2| 前項の規定による書類の供覧に関し必要な事項は、政令で定める。

3| 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による書類の供覧に関し必要な事項は、政令で定める。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の特例)

第五十三条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項又は第二十九条第一項の規定による申請又は届出（国土交通大臣に対するものに限る。以下この条において「申請等」という。）を同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用を行うときは、当該電子情報処理組織を使用して行う申請等は、それぞれ第二十三条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第三項又は第二十九条第二項の規定にかかわらず、都道府県知事を経由して行うことを要しない。

(権限の委任)

第五十三条 (略)

(事務の区分)

第五十四条 第二十六条第二項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第五十四条 (略)

(事務の区分)

第五十五条 第二十三条第一項（国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）、第二十六条第二項及び第三項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けたとき。
- 二 第三十三条の規定に違反して、不動産鑑定業を営んだとき。
- 三 第四十二条の規定による業務の停止の命令に違反して、業務を営んだとき。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条、第十四条の十三第一項又は第三十八条の規定に違反して、秘密を漏らしたとき。
- 二 不動産鑑定士試験に関し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をしたとき。
- 三 第十四条の十六の規定による実務修習業務の停止の命令に違反したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により不動産鑑定士の登録を受けたとき。

- 五 第三十六条第一項の規定に違反して、不動産の鑑定評価を行つたとき。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条、第十四条の十三第一項又は第三十八条の規定に違反して、秘密を漏らした者
- 二 不動産鑑定士試験に関し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者
- 三 第十四条の十六の規定による実務修習業務の停止の命令に違反した者
- 四 偽りその他不正の手段により不動産鑑定士の登録を受けた者

六 第三十六条第二項の規定に違反して、不動産の鑑定評価又は鑑定評

価等業務を行わせたとき。

七 第四十一条第一項又は第二項の規定による禁止の処分に違反して、鑑定評価等業務を行つたとき。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の十の許可を受けないで、実務修習業務の全部を廃止したとき。

二 第十四条の十七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十四条の十九の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第十四条の二十の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 第十四条の二十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第二十六条第一項の規定に違反して、事務所を廃止し、又は設けたとき。

七 第二十七条第一項の規定に違反して、変更の登録を申請せず、又は虚偽の申請をしたとき。

八 第二十八条の規定に違反して、書類の提出を怠り、又は虚偽の記載をして書類を提出したとき。

六 第三十六条第二項の規定に違反して、不動産の鑑定評価又は鑑定評

価等業務を行わせた者

七 第四十一条第一項又は第二項の規定による禁止の処分に違反して、鑑定評価等業務を行つた者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の十の許可を受けないで、実務修習業務の全部を廃止した者

二 第十四条の十七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第十四条の十九の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十四条の二十の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十四条の二十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十六条第一項の規定に違反して、事務所を廃止し、又は設けた者

七 第二十七条第一項の規定に違反して、変更の登録を申請せず、又は虚偽の申請をした者

八 第二十八条の規定に違反して、書類の提出を怠り、又は虚偽の記載をして書類を提出した者

九 第四十五条第一項の規定による報告を求められて、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十 第五十二条の規定に違反して、不動産鑑定士の名称を用いたとき。

九 第四十五条第一項の規定による報告を求められて、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十 第五十二条の規定に違反して、不動産鑑定士の名称を用いた者

第五十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条、第五十六条第六号又は前条第六号から第九号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十九条 (略)

第六十条 第十九条（第三号を除く。）又は第二十九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条、第五十七条第六号又は前条第六号から第九号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十条 (略)

第六十一条 第十九条（第三号を除く。）又は第二十九条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

改 正 後	現 行
<p>（都道府県知事への通知）</p> <p>第五十四条の二 国土交通大臣は、第三条の許可をし、又は第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨その他国土交通省令で定める事項を、積立式宅建物販売業者の主たる事務所（同項の規定による届出を受理したときにつては、同項各号のいずれかに該当することとなつた者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。</p>	<p>（申請書等の経由）</p> <p>第五十四条の二 第四条、第十条第一項及び第二項並びに第十一条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書その他の書類は、その主たる事務所（同項の規定の場合につては、同項各号の一に該当することとなつた者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。</p>
<p>（事務の区分）</p> <p>第五十四条の三 第十二条、第十三条及び第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務（国土交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者に係る積立式宅地建物販売業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>（事務の区分）</p> <p>第五十四条の三 第十二条、第十三条、第十六条及び前条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十二条、第十三条及び第十六条の規定により処理することとされているものについては、国土交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者に係る積立式宅地建物販売業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

改 正 後	現 行
（用語の定義）	（用語の定義）
<p>第一条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第二十条の三第一項に規定する設備関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）を含むものとする。</p> <p>十八～三十五 （略）</p>	<p>第一条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の二の二第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十条の二の二第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）を含むものとする。</p> <p>十八～三十五 （略）</p>

		改 正 後	現 行
		別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）
		登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項
	(一) 建築士法第十条の三第一項 第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） 。	（略）	（略）
	登録件数	課税標準	税率
	万円 一件につき九		
	(二) (略)	（略）	（略）
	(三) (略)	（略）	（略）
		（略）	（略）
	(一) 建築士法第十条の二の二第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） 。	（略）	（略）
	登録件数	課税標準	税率
	万円 一件につき九		
	(二) (略)	（略）	（略）
	(三) (略)	（略）	（略）

		改 正 後			
		現 行			
		提供を受ける国の機関又は法人	事務	提供を受ける国の機関又は法人	事務
(略)		百九 國土交通省	(略)	百九 國土交通省	(略)
(略)		建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による同法第四条第一項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請又は同法第十条の三第一項若しくは第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの		建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による同法第四条第一項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請又は同法第十条の二の二第一項若しくは第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

別表第三（第三十条の十一関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務
(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五関係）

一〇二十六 (略)

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二条第一項若

別表第三（第三十条の十一関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務
(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五関係）

一〇二十六 (略)

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二条第一項若

しくは第三項、同法第二十六条第一項又は同法第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八～三十四（略）

しくは第三項の登録、同法第二十三条第一項の経由、同法第二十六条第一項の登録、同条第二項の経由、同法第二十七条第一項の登録又は同条第三項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八～三十四（略）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
（農商工等連携事業計画の認定）		
第四条　（略）		
2　農商工等連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。		
一　（略）		
二　農商工等連携事業の内容（当該農商工等連携事業に次に掲げる措置が含まれる場合には、当該措置の内容を含む。）及び実施期間		
イ・ロ　（略）		
ハ　中小企業者（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十 五号）第三条第一項の沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）を除き、当該中小企業者が団体である場合にあっては、その構成員を含む。）の行う沿岸漁業従事者等が実施する同法第二条第二項の経営等改善措置（沿岸漁業の経営の改善を促進するため普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）に限り。 ○以下「経営等改善措置」という。）を支援するための措置（沿岸漁業經營に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）		
三　（略）		
（農商工等連携事業計画の認定）		
第四条　（略）		
2　農商工等連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。		
一　（略）		
二　農商工等連携事業の内容（当該農商工等連携事業に次に掲げる措置が含まれる場合には、当該措置の内容を含む。）及び実施期間		
イ・ロ　（略）		
ハ　中小企業者（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十 五号）第三条第一項の沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）を除き、当該中小企業者が団体である場合にあっては、その構成員を含む。）の行う沿岸漁業従事者等が実施する同法第二条第二項の経営の改善を促進するため普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するための措置（沿岸漁業經營に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）		

(沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第十四条 認定農商工等連携事業に第四条第一項第二号ハに掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農商工等連携事業を実施する認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を経営等改善措置とみなして、沿岸漁業改善資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）」とあるのは「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）」が実施する経営等改善措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十二条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同条第二項中「沿岸漁業従事者等」とあるのは「認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。第三項において同じ。）」とあるのは「認

(沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第十四条 認定農商工等連携事業に第四条第一項第二号ハに掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農商工等連携事業を実施する認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）」とあるのは「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）」が実施する沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十二条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、「経営等改善資金」と、「沿岸漁業従事者等」とあるのは「経営等改善資金」と、「認定中小企業者」と、「経営等改善資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同

定中小企業者である申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農商工等連携事業を実施する沿岸漁業従事者等（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）の経営」と、「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

2・3 (略)

法第八条第一項中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）」とあるのは「認定中小企業者である申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農商工等連携事業を実施する沿岸漁業従事者等（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）の経営」とする。

2・3 (略)

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）（抄）

（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	現 行
		（総合化事業計画の認定）	（総合化事業計画の認定）
第五条	（略）	第五条 （略）	第五条 （略）
2・3	（略）	2・3 （略）	2・3 （略）
4	総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う次に掲げる措置（第一号から第三号までに掲げる措置にあっては、農林漁業者等以外の者が行うものに限る。）に関する計画を含めることができる。	4 総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う次に掲げる措置（第一号から第三号までに掲げる措置にあっては、農林漁業者等以外の者が行うものに限る。）に関する計画を含めることができる。	4 総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う次に掲げる措置（第一号から第三号までに掲げる措置にあっては、農林漁業者等以外の者が行うものに限る。）に関する計画を含めることができる。
一・二	（略）	一・二 （略）	一・二 （略）
三	認定を受けようとする農林漁業者等が実施する沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第二項の経営等改善措置（沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）に限る。第十一条第一項において「経営等改善措置」という。）を支援するための措置（沿岸漁業經營に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）	三 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第二項の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するための措置（沿岸漁業經營に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）	三 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第二項の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するための措置（沿岸漁業經營に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）
四	（略）	四 （略）	四 （略）
5～10	（略）	5～10 （略）	5～10 （略）
（沿岸漁業改善資金助成法の特例）		（沿岸漁業改善資金助成法の特例）	（沿岸漁業改善資金助成法の特例）

第十一條 認定総合化事業に第五条第四項第三号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を経営等改善措置とみなして、沿岸漁業改善資金助成法の規定を適用する。この

場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従つて同法第五条第四項第三号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「沿岸漁業従事者等」とあるのは「促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「一促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）」とあるのは「その申請者」と、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第五条第四項第三号に掲げる措置」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う漁業者の経営」と、「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

第十一條 認定総合化事業に第五条第四項第三号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を行ふのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法

第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従つて同法第五条第四項第三号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「沿岸漁業従事者等」とあるのは「促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）」とあるのは「その申請者」と、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第五条第四項第三号に掲げる措置」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る同法第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う漁業者の経営」とする。

2
•
3

(略)

2
•
3

(略)

改 正 後	現 行
附 則	附 則
<p>（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）</p> <p>第三十九条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第二条第六号</u>中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に、「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改め、<u>同条第七号</u>中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改める。</p>	<p>（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）</p> <p>第三十九条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第二条第五号</u>中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に、「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改め、<u>同条第六号</u>中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改める。</p>